

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する質問・回答(要求水準書)

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答	備考
1	要求水準書	3	2	(4)			図1 システムの基本フロー	※1に「汚泥焼却施設の改造及び排熱利用については応募者の提案により可能とする。」とありますが、本事業内にて重油の使用がある場合、重油の貯蔵設備として、既設の1,2号焼却炉用または3号焼却炉用重油タンクを利活用することは可能との理解でよろしいでしょうか。	既設の1,2号焼却炉用及び3号焼却炉用重油タンクの利活用は不可とします。	6月20日公表
2	要求水準書	12	3	(4)	②	ア)	汚泥処理施設の試運転	「総合試運転については、開始日を平成28年10月1日からとし... 総合試運転とは、濃縮・消化・脱水・移送及びバイオマス利活用施設までの一連の連携運転を対象とした試運転のことをいう。」とありますが、既設設備を運転しながら順次更新を行っていく事業のため、総合試運転で定義されている一連の連携運転を対象とした試運転を実施することは現実的でないと考えます。一連の連携運転の定義についてご教授ください。	本事業における総合試運転とは、濃縮工程、消化工程、脱水工程、汚泥移送及びバイオガス利活用工程の全ての工程が一連のシステムとして正常に稼働し、要求水準を満たすことを確認するための試運転を指します。提案された全ての施設・設備の新設・更新が完了する前であっても、一連のシステムとして稼働する状態であれば、平成28年10月1日以降の任意の日から総合試運転の開始を可能とします。  なお、総合試運転に係る補足説明を以下に示します。 ・施設・設備の県への引渡しは、総合試運転後とします。 ・バイオガス利活用事業の開始(売電であれば、FIT活用による売電開始)は、バイオガス利活用施設の県への引渡し後とします。 ・平成28年10月1日から総合試運転完了までの間は要求水準書、事業契約書(案)に記載している標準値超過による増加額について、記載どおりサービス購入料から控除しますが、提案値(管理値)超過によるペナルティーについては対象外とします(総合試運転完了後から対象とします)。	6月27日公表
3	要求水準書	12	3	(4)	②	ア)	汚泥処理施設の試運転	「総合試運転については、開始日を平成28年10月1日からとし... 総合試運転とは、濃縮・消化・脱水・移送及びバイオマス利活用施設までの一連の連携運転を対象とした試運転のことをいう。」とありますが、既設設備を運転しながら順次更新を行っていく事業のため、総合試運転で定義されている一連の連携運転を対象とした試運転を実施することは現実的でないと考えます。つきましては、総合試運転に関する条件を削除いただくことをご検討下さい。	要求水準書中に記載されている総合試運転に関する条件は削除できません。	6月27日公表
4	要求水準書	12	3	(4)	②	ア)	汚泥処理施設の試運転	No.3の総合試運転に関する条件の削除が不可の場合、例えば、機械濃縮、消化槽および脱水機などの事業者が提案する処理フローが部分的に完成した時点で総合試運転は実施できると理解してよろしいでしょうか。	総合試運転の定義に関する回答(質問No.2への回答)をご参照下さい。一連の処理が正常に行われることを確認することが前提となります。	6月27日公表
5	要求水準書	12	3	(4)	②	ア)	汚泥処理施設の試運転	No.3の総合試運転に関する条件の削除が不可の場合、事業運営または要求水準達成への直接的な影響が少ないと事業者が判断する設備(例えば、ケーキ搬送設備や脱臭設備など)については、更新工事を待たずして総合試運転を実施できると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 質問No.2への回答を合わせてご参照下さい。	6月27日公表

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答	備考
6	要求水準書	12	3	(4)	②	ア)		汚泥処理事業における制約条件	「契約締結日から平成28年9月30日までは県の管理の支障にならない範囲で事業に必要な施設の修繕・更新を可能とする。」とありますが、県の管理の支障にならない範囲とは現在休止されている消化設備廻りの機器に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。 また、流入水量の低下が確実に見込まれ、稼働する可能性のない脱水機や機械濃縮機を平成28年9月30日までに修繕・更新することはPFI事業者が管理上のリスクやユーティリティ費用を負担するなどの条件下においても不可能と考えるべきか、県殿の考えをお示しください。	前段については、「県の管理の支障にならない範囲」とは、現在休止している施設・設備に対する修繕・更新の他、空きスペースを活用した施設・設備の新設・更新を認めるものです。 後段については、県の考えを以下に示します。 ・平成28年9月30日以前に、既設脱水機を停止させる修繕・更新は原則認めません。これは、現在の運用では、ベルトプレス脱水機3台とロータリープレス脱水機1台の計4台のうち、3台が常時稼働しており4台が稼働している時間帯もあるためです。 ・2号機械濃縮機及びその付帯設備については、故障等のトラブルがなければ残りの施設・設備で処理が可能であると考えられるため、県との協議を行うことで平成28年9月30日以前の修繕・更新を認めます。 ・2号機械濃縮機及びその付帯設備以外の既設施設・設備については、原則修繕・更新を認めません。ただし、契約後に県と協議の上、処理場の運営・維持管理に影響を与えない条件のもと、処理場の全体最適として合理的な更新であると県が判断した場合は、平成28年9月30日以前の修繕・更新を認めることがあります。 ・平成28年9月30日以前は県が施設・設備を運営・維持管理している期間となりますので、平成28年9月30日以前の工事着手に起因するトラブル等のリスク（処理に要する人員とコスト等）は事業者の負担とし、その対応方法は協議によりますが、県の運営・維持管理に影響を生じさせないものとします。また、そのリスクには、2号機械濃縮機の更新による予備機不足及び処理能力不足に伴う余剰汚泥の処理・処分に関するリスク等を含むものとします。 ・県との協議の結果、平成28年9月30日以前の修繕・更新が認められなかった場合のリスクは事業者の負担とします。 ・平成28年9月30日以前の新設・修繕・更新を認める施設・設備については、既設電気設備へ接続しての運転は原則認めません。また、これらの施設の県への引渡しは総合試運転を実施した後とします。	6月27日公表
7	要求水準書	32	3	(10)	2)			電気主任技術者	FITを活用する場合の電気主任技術者を第三者に外部委託してもよろしいでしょうか。	FITの認定範囲において、「電気主任技術者の不選任承認」に該当する場合は、可能とします。	6月20日公表
8	要求水準書	34	4	(10)	3)	③	カ)	建築設備	非常用自家用発電装置（汚泥棟1階に設置）については、消防法にて定められている停電時の機器への電源供給を別途PFI事業者にて準備することにより撤去可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6月20日公表
9	要求水準書	40	6	(2)	1)			新設工事・更新工事	新設の消化槽（RC造躯体）を提案する場合、消化槽の容量について、日最大汚泥量での設計ではなくPFI事業者の判断にて決定しても、交付金の申請に問題ないでしょうか。	豊川流域下水道事業計画上で整合が取れ、容量計算の根拠を明確にした上、交付金の申請時に合理的な説明が可能であれば、認められます。	6月20日公表
10	要求水準書	41	6	(2)	6)	②		試運転	「総合試運転は、平成28年10月1日に行うものとする。」とありますが、貴県との協議にて実施計画書および整備協定書において、新設・更新した設備の運転・維持管理上のリスクは民間側が負担することを前提に総合試運転の開始時期を前倒しすることは可能でしょうか。	提案では、総合試運転を平成28年10月1以降に行うものとしてください。	6月20日公表
11	要求水準書	42	6	(2)	6)	⑥		試運転業務	「平成28年9月30日以前に行う試運転業務で必要となる電気については、PFI事業者が自ら調達する。」とありますが、PFI事業者で電気を調達すれば、平成28年9月30日以前に試運転（M単、単体調整、性能確認等）の実施は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	6月20日公表

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答	備考
12	要求水準書	43					表17 施設別の修繕、更新業務範囲	<p>躯体の防食塗装に伴う断面修復の厚さについては、要求水準書（案）に関する質問・回答No. 167にて「契約後に調査を実施、その結果により県の責任分を判断」とありましたが、判断時期については、PFI事業が開始する前に躯体の劣化調査を実施し、躯体の補修が必要と判断された場合にはPFI事業者による事業開始前までに県殿にて補修・防食工事を行い、健全な状態にて引き渡されるものと理解して宜しいでしょうか。</p> <p>《現在稼働中の設備においては、運営・維持管理業務が開始するH28. 10. 1以降に水槽の防食工事が発生した場合、H29. 3. 31までのバイオガス利活用事業開始が約束できないための確認事項です》</p>	<p>消化槽及び重力濃縮槽に関しては、健全度調査をPFI事業者で実施の上、断面修復が必要な場合はその必要性、工程について協議してください。合理的な説明のもと、必要性が判断された場合は県が費用を負担します。工程については、事業に支障が出ないよう、余裕を持って協議を行ってください。ただし、提案時は県が負担する断面修復工事はしないものとして入札をしてください。なお、断面修復工事が必要な場合の施工者は未定ですが、工事間調整が合理的な場合は双方協力するものとしします。</p> <p>その他水槽に関しては、バイオガス利活用事業の開始までに断面修復の必要性はないと判断していますので、事業開始前までに県で補修・防食工事は行わないものとしします。</p>	6月27日公表
13	要求水準書	46	7	(1)	5)	①②	資格者の配置等	<p>①電気保安担当者②エネルギー管理担当者については、PFI事業者にて選任・配置することとありますが、現場に常駐する運営・維持管理企業の運転員が当該資格を有していれば良いという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。	6月20日公表
14	要求水準書	50	7	(3)	4)	②③	電気・燃料、上水	<p>電気・燃料および上水については、PFI事業者が使用量相当分を負担することとありますが、負担方法については、SPCではなく、SPCから運営・維持管理を担う企業が支払うとすることは可能でしょうか。</p>	可能とします。	6月20日公表
15	要求水準書	別紙2					維持管理データ	<p>維持管理データとして汚泥（重力濃縮汚泥、機械濃縮汚泥）に関する分析データが有ればいただけないでしょうか。返流水の負荷を検討する上で汚泥中の窒素と燐の含有率のデータをお教え下さい。</p>	<p>重力濃縮汚泥、機械濃縮汚泥の分析データについては、要求水準書の公開資料として公開していますので、そちらをご参照ください。なお、消化実験等に使用する汚泥の提供も実施しておりますので、実施方針P. 15の2(3)イ「消化実験等に使用する汚泥の提供」をご参照ください。</p>	6月20日公表
16	要求水準書	別紙2、6					維持管理データ	<p>平成24年度の年報（別紙2）と将来予測（別紙6）に使用されるデータは、生汚泥と余剰汚泥の数値が大きく異なりますが将来予測に影響はないでしょうか。</p>	<p>生汚泥と余剰汚泥の引き抜き量については、平成23年度までは生汚泥＞余剰汚泥でしたが、平成24年度については、生汚泥＜余剰汚泥となっております。これは、平成24年度に1号機械濃縮機の工事が完了したことに伴い、現況の設備能力等を鑑み、処理の最適化を検討した結果、引き抜き量の配分を変更したためです。</p> <p>なお、平成25年度分の生汚泥・余剰汚泥の引き抜き配分について、平成25年度維持管理年報を閲覧資料として追加公開しますので、閲覧資料をご参照ください。</p>	6月27日公表
17	要求水準書	別紙4-80					資料1 健全度調査結果一覧表	<p>防食塗装のある消化タンクや各貯留槽については、県殿にて劣化診断および必要に応じて断面修復を行い、PFI事業者が提案する施工時期にPFI事業者にて防食工事を行うとの理解でよろしいでしょうか。</p>	質問No. 12への回答をご参照ください。	6月27日公表
18	要求水準書	別紙4-80					資料1 健全度調査結果一覧表	<p>No. 12に続き、県殿にて実施される劣化診断及び断面修復は、事業開始前（平成28年9月30日以前）に実施されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、事業費削減の観点から県殿にて実施される断面修復工事の際にPFI事業者が防食塗装工事を実施してよろしいでしょうか。</p>	質問No. 12への回答をご参照下さい。	6月27日公表
19	要求水準書	別紙6					維持管理データ	<p>VTSの値は、重力濃縮汚泥、機械濃縮汚泥それぞれで増加傾向にあります。標準値は平成23年度までのデータを集計して決めており、平成24年度分を考慮しておりませんが、問題ないでしょうか。</p>	<p>VTSに関しては、事業契約書(案)別紙8(1)に示すとおり有機物量の下限値を設定しており、それを2ヶ年度連続して下回る場合には県が主としてリスクを負担することとなりますが、有機物量の下限値の設定には、算出根拠としてご質問にある標準値は使用しておりません。</p> <p>なお、平成25年度分のVTS値について、平成25年度維持管理年報を閲覧資料として追加公開しますので、閲覧資料をご参照ください。</p>	6月27日公表

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答	備考
20	要求水準書	別紙 14- 23						参考資料1《状態監視保全設備の健全度評価項目と評価基準》	本運営事業で新設・更新する設備のうち、機械設備長寿命化計画策定マニュアル（以下 マニュアルという。）参考資料1《状態監視保全設備の健全度評価項目と評価基準》には記載されていない設備（例えば汚泥消化タンク設備）については、マニュアルに従い、PFI事業者の判断で、保全区分の設定※を行い、長寿命化計画を策定し、補助事業により長寿命化対策を実施してよろしいでしょうか。 ※ 状態監視保全に限定。	県と協議しながら策定してください。	6月20日公表